

1 消滅時効

弁護士 上里 美登利

消滅時効における時効期間及び起算点が一部変わったこと、「中断」の概念を「完成猶予」と「更新」に再構成し、各事由を整理し直したという点に特徴がある。債権管理の方法に大きく影響するため、これまでの債権管理体制を見直す必要がある。

1 消滅時効期間

(1) 債権

「権利を行使することができる時」から10年間という規律(法案166条1項、167条1項)に加え、新たに「権利を行使することができることを知った時」から5年間という規律が加わった。

この「権利を行使することができることを知った時」とは、債務者に対する権利行使が事実上可能な状況のもとにおいて、債権者がその請求が可能な程度にこれを知った時を意味し、例えば、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権であれば、一般人ならば安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権を行使し得ると判断するに足りる基礎事実を債権者が現実に認識した時点を指すと考えられるとされている(民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(4)2頁(2))。

(2) 不法行為による損害賠償請求権

「不法行為の時から20年間」の期間につき、判例

は除斥期間であるとしていたが、改正案において、消滅時効であることが明記された(法案724条柱書)。よって、「中断」(改正案では「完成の猶予」)等の対象となり、また、援用についての信義則違反や権利濫用の主張も正面から行うことが可能となる。

(3) 生命・身体への侵害による損害賠償請求権の特則

生命・身体への侵害による損害賠償請求権については、不法行為によるものと債務不履行に基づくものとを問わず、主観的起算点から5年間、「権利を行使することができる時」から20年とする特則が設けられた。

(4) 主な消滅時効期間のまとめ

現行法から変更があった部分は、下記表1で太字ゴシックとしている。

2 完成猶予と更新

(1) 現行法は、催告及び承認を除く中断事由について、手続きの申立等により消滅時効が中断すると規定しながら、他方で、一定の事由により手続きが途中で終了した場合には、遡って時効中断の効力が生じないとしている。しかし、判例は、裁判上の請求や破産手続参加について、いわゆる「裁判上の催告」としての効力を認め、手続きの終了時から6ヶ月以内に法案153条所定の手続きを取れば時効が中断するとしている。もっとも、「裁判上の催告」としての効力が認められる事由の範囲には疑義が生じている。

そこで、こうした問題を踏まえ、改正案では、裁判上の催告に関する判例法理を明文化し、解釈上不明確であった部分を明確化すると共に、中断事由によって時効の完成が妨げられるという効力

表1 主な消滅時効期間

法案条文

債権	166条1項1号	(1) 権利を行使することができることを知った時から5年間
	166条1項2号	(2) 権利を行使することができる時から10年間
	167条	但し、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求の場合は、20年間
定期金債権	168条1項1号	(1) 各債権を行使することができることを知った時から10年間
	168条1項2号	(2) 各債権を行使することができる時から20年間
職業別の短期消滅時効		廃止
不法行為による損害賠償請求権	724条1号	(1) 損害及び加害者を知った時から3年間
	724条の2	但し、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求の場合は、5年間
	724条2号	(2) 不法行為の時から20年間(消滅時効)
確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利	169条1項	10年間 (但し、確定の時に弁済期の到来していない債権を除く。169条2項)

を、時効の「完成猶予」、新たな時効が進行を始めるという効力を、時効の「更新」という表現を用いて再構成した。

(2) 改正案における時効の完成猶予事由と更新について、下記表2にまとめた。

表2 消滅時効の完成猶予及び更新

完成猶予の事由	法案条文	完成猶予期間	更新	
			更新される場合	新たな時効が進行を始める(更新)時点
裁判上の請求	147条1項1号	・各事由が終了するまで ・確定判決等による権利の確定なく事由が終了した場合(訴えの取下げ等)の場合、事由が終了したときから6ヶ月	確定判決等により権利の確定したとき	新たな時効が進行を始める(更新)時点 事由が終了した時
支払督促	147条1項2号			
和解、調停	147条1項3号			
破産、再生又は更生手続の参加	147条1項4号			
強制執行	148条1項1号	・各事由が終了するまで ・申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消による事由の終了の場合、事由が終了したときから6ヶ月	申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消による事由の終了以外	事由が終了した時
担保権の実行	148条1項2号			
担保権の実行としての競売	148条1項3号			
財産開示手続	148条1項4号			
	154条	注：各手続が時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、完成猶予又は更新の効力を生じない		
仮差押え	149条1号	事由の終了の時から6ヶ月を経過するまで		
仮処分	149条2号			
	154条	注：各手続が時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、完成猶予又は更新の効力を生じない		
承認	152条1項		承認	承認のときから
催告	150条1項	催告から6ヶ月を経過するまで		
	150条2項	注：再度の催告は、時効完成猶予の効力を有しない		
天災等による時効の完成猶予	161条	天災その他避けることのできない事象のため、147条1項各号、148条1項各号の手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3ヶ月を経過するまでの間		
協議による時効の完成猶予	151条1項1号	権利についての協議を行う旨の書面による合意があった時から1年を経過するまで ※「書面」は電磁的記録も可能(151条4項)		
	151条1項2号	151条1項1号の書面による合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る)を定めたときは、その期間を経過するまで		
	151条1項3号	当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6ヶ月を経過するまで ※「書面」は電磁的記録も可能(151条5項)		
	151条1項柱書	注：151条1項1号～3号のうち、いずれか早い時までの完成猶予		
	151条2項	注：再度の合意は、本来の時効完成時から通じて5年を超えることができない		
	151条3項前段	注：「催告」によって時効の完成が猶予されている間にされた151条1項の合意は、時効の完成猶予の効力を有しない		
	151条3項後段	注：151条1項により時効の完成が猶予されている間にされた「催告」は、時効の完成猶予の効力を有しない		

- (3) 新たな完成猶予の事由～書面による協議の合意
現行法では、当事者間で、権利をめぐる争いを自発的に解決するために協議を継続していても、時効の完成が間際となった場合、その完成を阻止するためだけに時効中断の措置を執らざるを得ないという問題がある。そこで、当事者間の権利に関する協議の合意を時効の完成猶予事由として新設した。

3 援用権利者

消滅時効の援用権者である当事者につき、「当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）」と明記した(法案145条)。